**○環境省令第十七号**

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十六日

環境大臣　浅尾慶一郎

排水基準を定める省令の一部を改正する省令

排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **附　則**<br>1　（略）<br>2　附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排出水の汚染状態についての水質汚濁防止法（以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、令和十年九月三十日までの間（旅館業又は下水道業に属する工場又は事業場にあっては、当分の間）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。<br>3～5　（略）<br>**附則別表**<br>（略）<br>有害物質の種類<br>ほう素及びその化合物<br>（単位　ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム）<br>（略）<br>ふっ素及びその化合物<br>（単位　ふっ素の量に関して、一リットルにつきミリグラム）<br>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>（単位　アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム）<br>（略）<br>備考<br>（略） | **附　則**<br>1　（略）<br>2　附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排出水の汚染状態についての水質汚濁防止法（以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、この省令の施行の日から二十四年間（旅館業又は下水道業に属する工場又は事業場にあっては、当分の間）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。<br>3～5　（略）<br>**附則別表**<br>（略）<br>有害物質の種類<br>ほう素及びその化合物<br>（単位　ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム）<br>（略）<br>ふっ素及びその化合物<br>（単位　ふっ素の量に関して、一リットルにつきミリグラム）<br>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>（単位　アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム）<br>（略）<br>備考<br>（略） |
| 業種その他の区分 | 業種その他の区分 |
| （略） | （略） |
| ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。） | ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。） |
| （略） | （略） |
| ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。） | ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。） |
| （略） | （略） |
| （削る） | （削る） |
| （略） | （略） |
| バナジウム化合物製造業 | 畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）別表第一第一号の二ロに掲げる施設を有するものに限る。）<br>ジルコニウム化合物製造業<br>バナジウム化合物製造業 |
| （略） | （略） |
| 許容限度 | 許容限度 |
| （略） | （略） |
| 三〇 | 四〇 |
| （略） | （略） |
| 十 | 十二 |
| （略） | （略） |
| （削る） | 三〇〇 |
| （削る） | 三五〇 |
| （略） | （略） |
| 一三五〇 | 一六五〇 |
| （略） | （略） |

**附　則**

この省令は、令和七年七月一日から施行する。